

ハローワーク池袋では、「福祉・教育・医療」から「雇用」への移行を一層推進するための取り組みとして、企業の皆さまに障害者の職場実習の受入れを勧めています。職場実習は雇用ではありませんが、企業の皆さまと障害者本人の相互理解を深める機会となります。職場実習を希望する企業を対象に、本庁舎5階で職場実習面談会を開催します。令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）は全5回の開催を予定しております。

参加ご希望の場合は・・・ ハローワーク池袋 雇用指導コーナーへお電話ください。（03-3987-1465 ダイヤルイン）

第1回

4/14

4/15

申込期間

2/12

}

2/25

第2回

8/25

8/26

申込期間

6/24

}

7/8

第3回

10/27

10/28

申込期間

8/26

}

9/9

第4回

令和9年

1/26

1/27

申込期間

11/25

}

12/9

第5回

令和9年

2/25

2/26

申込期間

12/17

}

1/7

<留意事項>

- ・ハローワーク池袋管内（豊島区、板橋区、練馬区）の企業が対象となります。
- ・申込多数の場合は、ハローワーク池袋が総合的に参加企業を決定します。（※先着順ではありません）
- ・本日程は令和8年2月時点の予定ですので、変更になる可能性があります。

面談会は、午前（9：00～12：00）もしくは午後（13：30～16：30）に1コマ20分で最大9名の障害者の方と職場実習受け入れ可否について、面談する機会です。（就労支援機関支援員同席）

参加申込

内容検討

開催周知

参加募集

面談当日

実習実施

ふりかえり

参加申込期間中 ← → 開催日5週間前～～開催日2週間前

実習最終日

参加希望日程を確認



お電話にてお問い合わせください

採用につながる場合も想定し、実習内容を検討

初めてご参加の場合等は事前の説明のため訪問します

実習内容をとりまとめ、支援機関に参加勧奨

支援機関を通じて、ハローワークが実習参加希望者を受付

ハローワーク会議室にて実習の実施を検討するための面談実施



支援機関の支援員も同席なので、安心！

実習の実施について双方合意が成立した場合

貴社で実習受け入れを決定した方の実習



支援機関が実習中保険に加入します！

実習最終日に、ふりかえり（面談）を行います



支援機関の支援員とハローワーク職員も同席（原則）



貴社



ハローワーク



支援機関

△職場実習合同面談会は採用選考ではありませんので、使用する参加資料は、当所の指定様式のみとします。（厳禁！履歴書・職歴書）
また、職場実習後に採用を検討する場合は、ハローワークに障害者専用求人申し込みを申し込んだうえ、改めて採用選考をしていただきます。